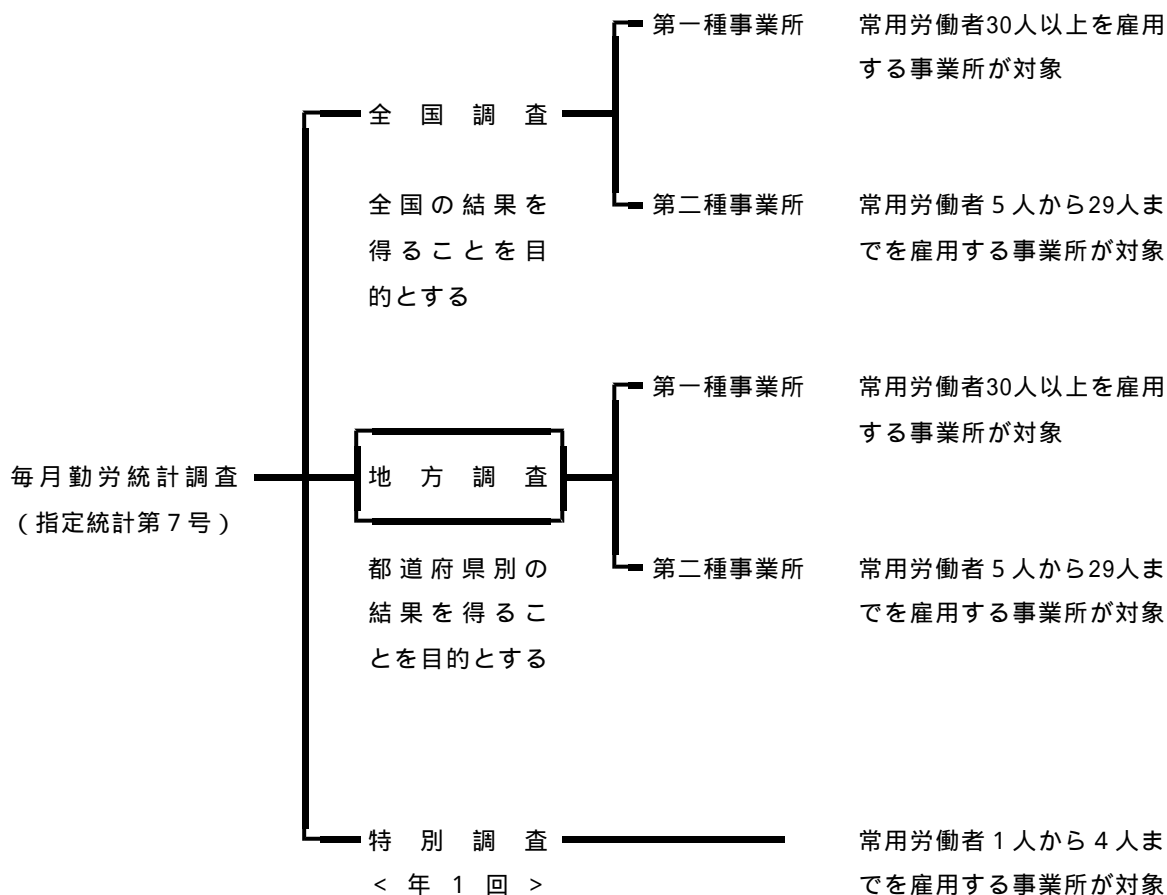


第1章 毎月勤労統計調査の概要

1. 調査の目的

この調査は統計法に基づく指定統計であって、雇用、賃金および労働時間について毎月、滋賀県における変動を明らかにすることを目的とする。



2. 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類による鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業，飲食店、金融・保険業、不動産業およびサービス業の9大産業において常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約620事業所について行った。

3. 主な用語の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうちで、通貨で払われるものをいう。

「きまって支給する給与」とは、労働協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち超過労働給与以外のものをいう。ここでいう超過労働給与とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」とは、現金給与のうち「きまって支給する給与」以外のすべてのものをいう。

あらかじめ定められた労働協約や就業規則等によらないで、一時的又は突発的理由に基づいて支払われた給与をいう。

また、労働協約、就業規則等の定めにより支給された現金給与のうち次に該当するものを含む。

ア 給与の算定が3カ月を超える期間ごとに行われるもの。

イ 夏季、年末の賞与。

ウ 結婚手当等支給事由の発生が不確実なもの。

エ 過去に遡って算定された給与の追給額（ベースアップ、定期昇給等）。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる当宿直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より午後12時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうち何れかに該当する労働者のことである。

期間を定めず、または1カ月を超える期間を定めて雇われている者。

日々または1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次の何れかに該当する労働者のことである。

1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

4. 結果算定の方法

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

5 . 結果利用上の注意

(1) この調査の設計は、事業所・企業統計調査の事業所を母集団とする抽出調査である。第一種事業所（規模30人以上）は原則3年間固定という方法をとっているため、抽出替え後における事業所の新設あるいは30人未満の事業所の規模上昇による変動は結果に反映しないので、推計労働者は実際より過少に推計され、また、平均給与額は高く推計（給与額は昭和34年以降対象の補充が実施されているのでかたよりは減少している。）されがちな欠点をもっている。そして、このかたよりは抽出替え後は最も小さく、直前が最も大きく現れる。そこで結果の時系列的な考察を行う場合は、抽出替え時における新旧両調査間に生じたかたよりを修正したものにやらなければならない。

なお、平成16年1月に調査事業所の抽出替えを行い、新・旧両調査のギャップを調整した。

- (2) D鉱業、K不動産業（30人以上の事業所）については、調査事業所が僅少のため表章を省略したが、調査産業計、調査産業計（サービス業を除く）には集計している。また、F製造業、およびLサービス業の中分類で調査事業所が僅少のものは表章を省略したが、F製造業、Lサービス業にはそれぞれ含めて集計している。
- (3) 各指数は、平成12年平均 = 100 として表している。
- (4) 比率の算出については単位未満を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0にならない場合がある。

凡 例

1. 統計表の符号の用語は次のとおりである。

- 「0」 ----- 単位未満
- 「-」 ----- 該当数字なしまたは公表扱いしないもの
- 「 」 ----- 減 少
- 「X」 ----- 統計法第14条により秘匿としたもの

2. 統計表の製造業およびサービス業の中分類については、次のような略称を用いた。

製造業

| 略 称 | 中 分 類 | 略 称 | 中 分 類 |
|---------|------------------|-------------|---------------------------|
| 食料品・たばこ | 食料品，飲料・たばこ・飼料製造業 | 鉄 鋼 | 鉄 鋼 業 |
| 織 維 | 織 維 工 業 | 非 鉄 金 属 | 非 鉄 金 属 製 造 業 |
| 衣 服 | 衣服・その他の繊維製品製造業 | 金 属 製 品 | 金 属 製 品 製 造 業 |
| 木 材 | 木材・木製品製造業 | 一 般 機 械 | 一 般 機 械 器 具 製 造 業 |
| 家 具 | 家具・装備品製造業 | 電 気 機 器 | 電 気 機 械 器 具 製 造 業 |
| パルプ・紙 | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 輸 送 用 機 器 | 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 |
| 出版・印刷 | 出版・印刷・同関連産業 | 精 密 機 器 | 精 密 機 械 器 具 製 造 業 |
| 化 学 | 化 学 工 業 | 武 器 ， そ の 他 | 武 器 製 造 業 ， そ の 他 の 製 造 業 |
| プラスチック | プラスチック製品製造業 | F 一 括 | 表 章 産 業 以 外 の 製 造 業 |
| 窯業・土石 | 窯業・土石製品製造業 | | |

サービス業

| 略 称 | 中 分 類 | 略 称 | 中 分 類 |
|---------|------------------|-------|-----------------------------------|
| 旅 館 | 旅館，その他の宿泊所 | 娛 楽 | 娯 楽 業 (映 画 ・ ビ デ オ 制 作 業 を 除 く) |
| 協 同 組 合 | 協同組合(他に分類されないもの) | L 一 括 | 表 章 産 業 以 外 の サ ー ビ ス 業 |